

公表用	

令和 7 年 9 月

第 27 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 10 日 午後 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名

欠席委員 0 名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 99 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 100 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 101 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18 条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について
議案第 102 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 井上 栄輔

農地係長 宮崎 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 27 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 99 号から議案第 102 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。
	最初に、議案第 99 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 99 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 11 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、今元地区の地区番号 1 番について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、今元地区の地区番号 1 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により藤川委員の退室を求めます。
	－藤川委員退室－
会長 事務局	今元地区の地区番号 1 番について地区担当職員より報告願います。 今元地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字金屋■■■■、田、1,302 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。今元地区の地区番号 1 番についてご質疑ありませんか。
	－異議なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今元地区の地区番号 1 番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、藤川委員の入室を求めます。
	－藤川委員入室－
会長 大田委員	次に、仲津地区の 2 件について地区委員より報告願います。 仲津地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、大字稻童■■■■、畑、385 m ² 、外 2 筆計 2,153 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さん。

会長 西村委員	さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 3 番。物件の表示は、大字長井■■■■、田、269 m²、外 1 筆計 269.06 m²。譲渡人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。 次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。 泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、南泉七丁目■■■■、田、2,000 m²、外 1 筆計 3,753 m²。譲渡人は、大分県大分市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 繁永委員	次に、今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。 今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。物件の表示は、大字矢留■■■■、田、647 m²、外 2 筆計 2,874 m²。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 松本委員	次に、稗田地区の 3 件について地区委員より報告願います。 稗田地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。物件の表示は、大字上稗田■■■■、田、168 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 7 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、畑、788 m²、外 2 筆計 2,761 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 8 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、畑 483 m²、外 1 筆計 1,034 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は京都郡みやこ町■■■■、■■■■さん

	です。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、椿市地区の3件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区3件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号9番。物件の表示は、大字入覚■■■■、田、166㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号10番。物件の表示は、大字下崎■■■■、田、682㎡。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号11番。物件の表示は、大字下崎■■■■、田、1,133㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。
	ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第99号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第99号、農地法第3条の規定による許可申請11件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第100号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の朗読を求めます。
	朗読します。議案第100号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和7年9月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下4件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の2件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大橋二丁目■■■■、田、2,993㎡と大橋二丁目■■■■、田、2,124㎡と大橋二丁目■■■■

	■■■、田、499 ㎡の 3 筆で計 5,616 ㎡です。所有者は、行橋市■■■■、■■■■、行橋市■■■■、■■■■、行橋市■■■■、■■■■です。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲 20 区画 4,540.6 ㎡、道路水路 906.4 ㎡、その他 169 ㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書と宅建免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号 2 番。申請人は、福岡市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、行事三丁目■■■■、田、46 ㎡と行事三丁目■■■■、田、482 ㎡と行事三丁目■■■■、田、196 ㎡の 3 筆の計 724 ㎡で計画に既存宅地 330.67 ㎡を含みます。所有者は、北九州市■■■■、■■■■、行橋市■■■■、■■■■、北九州市■■■■、■■■■です。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 2 棟 310.52 ㎡、駐車場 210 ㎡、その他 534.15 ㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長 西本委員	最後に、泉地区の 2 件について地区委員より報告願います。 泉地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、泉中央五丁目■■■■、田、170 ㎡と泉中央五丁目■■■■、田、49 ㎡の 2 筆で計 219 ㎡です。所有者は、北九州市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲 1 区画 219 ㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書と宅建免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号 4 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、東泉四丁目■■■■、田、342 ㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 92 ㎡、その他 250 ㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末も添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地で集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 ー質疑なしー

会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 97 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 100 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 101 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 101 号。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、行橋市長より決定申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。こちらは農地法第 3 条ではなく、中間管理機構を通して行う農地の売買になります。申請地は受付番号 1 の大字高瀬■■■■、田、4,722 m²で所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。所有権の移転を受けるのは、行橋市■■■■、■■■■さんです。■■■■さんは認定農業者であり、中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号に規定する要件等を満たしております。本会議でも審議の程よろしく申し上げます。以上です。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －異議なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 101 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 101 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、議案第 102 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 102 号。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、行橋市長より決定申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会、石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。まずは議案第 102 号、別紙をご覧ください。こちらは中間管理事業により 11 月で利用権の設定を行う農地の一覧と借受ける人が耕作で

会長	きる人なのかを確認する名簿となっております。農業委員会として、土地や人に対して耕作するに足るものなのか意見を付すこととなっており、案として議案に上げさせてもらっています。承認いただければ、このように市長へ提出しますので、審議の程よろしく申し上げます。 説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －異議なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。 議案第 102 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 102 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。 以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。7 番、西村委員、8 番、藤川委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。